

# 熊本県公報

## 目次

### 告 示

道路の供用開始

(道路維持課)

生活保護法による介護機関の指定

(医務福祉課)

生活保護法による指定介護機関の変更

( )

生活保護法による指定介護機関の廃止

( )

### 公 告

森林土木積算システム用パソコン及び関連機器リースに係る一般競争入札の実施

(林 政 課)

### 登 載 依 頼

熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則

(教育委員会)

熊本県立特殊教育学校学則の一部を改正する規則

( )

障害者施策推進協議会の会議の開催

(障害者施策推進協議会)

## 告 示

熊本県告示第九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十四年三月十八日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十四年三月十八日

熊本県知事 潮 谷 義 子

### 一 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊 本 菊 鹿 線	菊池郡七城町大字林原字前田 七六七番六地先から 大字亀尾字下合田 六番 地先まで	四五五・〇	単道改

二 供用開始する期日 平成十四年三月十九日

熊本県告示第九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第二項の規定により、介護機関を次のように指定した。

平成十四年三月十八日

熊本県知事 潮 谷 義 子

### 「訪問介護」

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ヘルパーステーションユニユー	社会福祉法人博愛福祉会	平成十四年 二月五日
荒尾市下井手一―九九一―二二	荒尾市下井手一―九九一―二二	平成十三年 十一月十三日
ライフケア	有限会社ライフケア	平成十三年 十一月十三日
玉名市滑石三三〇五―一	玉名市滑石三三〇五―一	平成十三年 十一月十九日
指定訪問介護サービス事業所と どろき	有限会社ハートフルハウス 宇土市栗崎町七三六	平成十三年 十一月十三日
宇土市栗崎町七三六	特定非営利活動法人おとり・ケア ネットワーク	平成十三年 十一月十三日
特定非営利活動法人おとり・ ケアネットワーク	玉名郡岱明町上六〇―二一	
玉名郡岱明町上六〇―二一		
「訪問看護」		指定年月日
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	
松岡内科クリニック	医療法人師天会	平成十三年 十二月一日
八代市通町七―一四	八代市通町七―一四	

ニュー天草病院 本渡市太田町二一 医療法人永輝会 平成十三年十一月一日		
「訪問リハビリテーション」 事業所の名称及び所在地 ニュー天草病院 本渡市太田町二一 医療法人永輝会 平成十三年十一月一日		
狩場医院 下益城郡豊野町糸石三八九七 医療法人社団豊栄会 平成十三年十一月十三日		
「居宅療養管理指導」 事業所の名称及び所在地 渡辺歯科医院 八代市上野町一九六五一一 医療法人大輝会 平成十三年十一月一日		
松岡内科クリニック 八代市通町七一四 医療法人師天会 平成十三年十一月一日		
ニュー天草病院 本渡市太田町二一 医療法人永輝会 平成十三年十一月一日		
狩場医院 下益城郡豊野町糸石三八九七 医療法人社団豊栄会 平成十三年十一月十三日		
「福祉用具貸与」 事業所の名称及び所在地 中園化学株式会社介護福祉事業部 熊本市上南部二一一〇〇 平成十三年十二月十四日		
上益城郡益城町福富一〇七 岡部商事株式会社 平成十三年十二月二十八日		
上益城郡益城町広崎一五九二 岡部商事株式会社 平成十三年十二月二十八日		
「通所介護」 事業所の名称及び所在地 デイサービスステーションせせらぎ 上益城郡甲佐町白旗九八六 有限会社せせらぎ 平成十三年十二月十八日		

「通所リハビリテーション」 事業所の名称及び所在地 ケアセンターあそ 阿蘇郡阿蘇町黒川一四八四 医療法人社団恒仁会 平成十四年一月八日		
「短期入所療養介護」 事業所の名称及び所在地 ニュー天草病院 本渡市太田町二一 医療法人永輝会 平成十三年十一月一日		
「痴呆対応型共同生活介護」 事業所の名称及び所在地 グループホームとどろき 宇土市栗崎町七三六 宇土市栗崎町七三六 有限会社ハートフルハウス 平成十三年十二月二十五日		
益城病院高齢者グループホーム 宇土市栗崎町七三六 医療法人ましき会 平成十四年一月十五日		
上益城郡益城町惣領一五三〇 上益城郡益城町惣領一五三〇		
「居宅介護支援事業」 事業所の名称及び所在地 ライフケア 玉名市滑石二二〇五一 有限会社ライフケア 平成十三年十一月十三日		
居宅介護支援事業所ニュー天草病院 本渡市太田町二一 医療法人永輝会 平成十三年十一月一日		
居宅介護支援事業所「とどろき」 宇土市栗崎町七三六 有限会社ハートフルハウス 平成十三年十一月十九日		
ケアセンターあそ居宅介護支援所 阿蘇郡阿蘇町黒川一四八四 医療法人社団恒仁会 平成十四年一月八日		
「介護療養型医療施設」 名 称 及 び 所 在 地 ニュー天草病院 本渡市太田町二一 平成十三年十一月一日		

熊本県告示第百九十九号  
 生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第二項の規定により、  
 次の指定介護機関から変更の届出があった。  
 平成十四年三月十八日

「居宅介護事業者」

熊本県知事 潮 谷 義 子

介護機関名称	開設者	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
			旧	新	
慈眼苑ヘルパーステーション	医療法人 洗心会	荒尾市荒尾一九七	荒尾市増永 七〇九一	荒尾市荒尾 一九九七	平成十二年十二月十八日
慈眼苑訪問看護ステーション	医療法人 洗心会	荒尾市荒尾一九七	荒尾市増永 七〇九一	荒尾市荒尾 一九九七	平成十二年十二月十八日
社会福祉法人 豊野町社会福祉協議会在宅福祉サービスセンター	社会福祉法人 豊野町社会福祉協議会	下益城郡豊野町 糸石二九三八	社会福祉法人 豊野町社会福祉協議会在宅福祉サービスセンター	社会福祉法人 豊野町社会福祉協議会在宅福祉サービスセンター	平成十二年七月一日
社会福祉法人 豊野町社会福祉協議会在宅福祉サービスセンター	社会福祉法人 豊野町社会福祉協議会	下益城郡豊野町 糸石二九三八	社会福祉法人 豊野町社会福祉協議会在宅福祉サービスセンター	社会福祉法人 豊野町社会福祉協議会在宅福祉サービスセンター	平成十二年七月一日

「居宅介護支援事業者」

介護機関名称	開設者	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
			旧	新	
社会福祉法人 豊野町社会福祉協議会在宅福祉サービスセンター	社会福祉法人 豊野町社会福祉協議会	下益城郡豊野町 糸石二九三八	社会福祉法人 豊野町社会福祉協議会在宅福祉サービスセンター	社会福祉法人 豊野町社会福祉協議会在宅福祉サービスセンター	平成十二年七月一日
社会福祉法人 豊野町社会福祉協議会在宅福祉サービスセンター	社会福祉法人 豊野町社会福祉協議会	下益城郡豊野町 糸石二九三八	社会福祉法人 豊野町社会福祉協議会在宅福祉サービスセンター	社会福祉法人 豊野町社会福祉協議会在宅福祉サービスセンター	平成十二年七月一日
社会福祉法人 豊野町社会福祉協議会在宅福祉サービスセンター	社会福祉法人 豊野町社会福祉協議会	下益城郡豊野町 糸石二九三八	社会福祉法人 豊野町社会福祉協議会在宅福祉サービスセンター	社会福祉法人 豊野町社会福祉協議会在宅福祉サービスセンター	平成十二年七月一日

熊本県告示第百二十号  
 生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第二項の規定により、  
 次の指定介護機関から廃止の届出があった。

平成十四年三月十八日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔訪問看護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
松岡内科クリニック	松岡昇	平成十三年
八代市通町七―一四	八代市通町七―一四	十一月三十日
永芳医院	永芳輝之	平成十二年
本渡市栄町二―一三	本渡市栄町二―一三	六月三十日
中山病院	中山要	平成十二年
本渡市大浜町三―一八	本渡市大浜町三―一八	七月三十一日
二ユー天草病院	医療法人天草病院	平成十三年
本渡市太田町二―一	本渡市太田町二―一	十月三十一日

〔訪問リハビリテーション〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
松岡内科クリニック	松岡昇	平成十三年
八代市通町七―一四	八代市通町七―一四	十一月三十日
永芳医院	永芳輝之	平成十二年
本渡市栄町二―一三	本渡市栄町二―一三	六月三十日
中山病院	中山要	平成十二年
本渡市大浜町三―一八	本渡市大浜町三―一八	七月三十一日
二ユー天草病院	医療法人天草病院	平成十三年
本渡市太田町二―一	本渡市太田町二―一	十月三十一日

〔居宅療養管理指導〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
渡辺歯科医院	渡辺大助	平成十三年
八代市日置町五八―二一	八代市日置町五八―二一	九月三十日
松岡内科クリニック	松岡昇	平成十三年
八代市通町七―一四	八代市通町七―一四	十一月三十日
永芳医院	永芳輝之	平成十二年
本渡市栄町二―一三	本渡市栄町二―一三	六月三十日
中山病院	中山要	平成十二年
本渡市大浜町三―一八	本渡市大浜町三―一八	七月三十一日
二ユー天草病院	医療法人天草病院	平成十三年
本渡市太田町二―一	本渡市太田町二―一	十月三十一日

〔短期入所療養介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
中山病院	中山要	平成十二年
本渡市大浜町三―一八	本渡市大浜町三―一八	七月三十一日
二ユー天草病院	医療法人天草病院	平成十三年
本渡市太田町二―一	本渡市太田町二―一	十月三十一日

〔居宅介護支援事業〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
指定居宅介護支援事業所二ユー天草病院	医療法人天草病院	平成十三年
本渡市太田町二―一	本渡市太田町二―一	十月三十一日

〔介護療養型医療施設〕

名称及び所在地	廃止年月日
永芳医院	平成十二年六月三十日
本渡市栄町二―一三	
中山病院	平成十二年七月三十一日
本渡市大浜町三―一八	
二ユー天草病院	平成十三年十月三十一日
本渡市太田町二―一	

公 告

熊本県公告第百八十四号  
次のとおり一般競争入札に付する。

平成十四年三月十八日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 競争入札に付する事項
- 1 借入物品及び数量
- 森林土木積算システム用パソコン及び関連機器（パソコン三十四セット、プリンタ十九セット）一式
- 2 借入物品の規格及び品質等 要求仕様書及び入札説明書による。
- 3 借入期間 平成十四年六月一日から平成十八年三月三十一日まで

- 4 納入期限 平成十四年五月三十一日
- 5 納入場所 要求仕様書及び入札説明書による。
- 6 入札方法

一 入札金額は、賃借料一月当たりの借入代金で行う。見積りに当たっては四十六月賃借料率で計算すること。

二 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

三 要求仕様書及び入札説明書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得（昭和三十九年熊本県告示第四百二十号）の規定を準用する。

四 入札書は入札説明書に示す様式により作成すること。

## 二 入札参加資格

平成十四年一月二十三日熊本県告示第四十八号（リース・レンタル契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱）により入札参加資格を有すると認められた者であること。

## 三 入札参加資格を得るための申請方法

### 1 申請の方法

二に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、熊本県の所定の競争入札参加資格申請書に必要な事項を記入のうえ、必要書類を添付し、次の場所へ提出すること。

### 2 申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先

熊本県出納局用度課

郵便番号 八六二一八五七〇 熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号

電話番号 〇九六一三八三一一一 内線六三四五、六三四六

## 四 入札に参加できる者

二に掲げる入札参加資格を有する者で、納入しようとする物品の仕様を示す書類を平成十四年四月十八日午後五時十五分までに熊本県林務水産部林政課技術管理検査班へ提出し、審査を受け、承認を受けたことを証明する書類を提出した者

## 五 契約条項を示す場所等

### 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

熊本県林務水産部林政課技術管理検査班（熊本県庁行政棟本館十階）

郵便番号 八六二一八五七〇 熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号

電話番号 〇九六一三八三一一一 内線五五九五、五五九六

## 2 入札説明書の交付

一 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

二 交付期限は、入札日の前日までとする。

## 3 入札説明会の日時及び場所

一 日時 平成十四年四月八日 午前十時

二 場所 熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号 熊本県庁行政棟本館十階第2共用

### 会議室

## 4 入札及び開札の日時及び場所

一 日時 平成十四年五月二日 午前十時

二 場所 熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号 熊本県庁行政棟本館十階第2共用

### 会議室

## 5 入札書の提出方法

五の4記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、五の1記載の場所に入札前日までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。

## 六 入札に関する事務を担当する部局の名称

熊本県林務水産部林政課庶務班（熊本県庁行政棟本館十階）

郵便番号 八六二一八五七〇 熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号

電話番号 〇九六一三八三一一一 内線五五九一、五五九二

## 七 その他

1 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

## 2 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札執行の際に見積もった一月当たりの額に借入期間月数（四十六月）を乗じた額の百分の五以上の金額を五の4記載の入札の日時までに納付すること。ただし、次の一又は二のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

一 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

二 入札に参加しようとする者が、過去二年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体との入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出した

- とき（その者が落札した場合において、契約を締結しないことなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- 3 契約保証金
  - 契約担当者が指定する日時まで、落札金額に借入期間月数（四十六月）を乗じた額の百分の十以上の金額を納付すること。ただし、次の一又は二のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
    - 一 契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
    - 二 過去二年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体との入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないことなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- 4 入札の無効
  - 本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札その他入札説明書に記載する入札の無効に該当する入札は、無効とする。
- 5 落札者の決定の方法
  - 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- 6 最低制限価格
  - 設定しない。
- 7 契約書作成の要否
- 8 その他詳細は、入札説明書による。
- 9 この調達は、世界貿易機構（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受けず。
- 7 Summary
  - 1 Name and quantity of commodity  
A set of personal computers for  
Public Works Cost Estimation System(34 personal computers, 19 printers)
  - 2 Deadline to supply commodity  
May 31st 2002
  - 3 Place to supply commodity  
Shown in the bid explanation form

- 4 Date and place to submit bidding proposal  
May 2nd 2002 10:00 a.m  
Room to submit bidding proposal  
Prefectural Office of Kumamoto
- 5 Deadline to submit bidding proposal by mail  
May 1st 2002
- 6 Language and currency to be used for bidding  
Japanese language and currency only
- 7 Name of the department in charge of this bidding contract  
Forestry Administration Division,  
Department of Forestry and Fisheries,  
Prefectural Office of Kumamoto  
6-18-1 Suizenji, Kumamoto City,  
Kumamoto Prefecture, 862-8570 Japan  
Phone: 096-383-1111 Ext. 5595, 5596

登 載 依 頼

熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十四年三月十八日

熊本県教育委員会委員長 今 村 潤 子

熊本県教育委員会規則第二号

熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則

熊本県立高等学校学則（昭和四十年熊本県教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号中「並びに毎月の第二土曜日及び第四土曜日」を「及び土曜日」に改める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県立特殊教育学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月十八日

熊本県教育委員会委員長 今 村 潤 子

熊本県教育委員会規則第三号

熊本県立特殊教育学校学則の一部を改正する規則

熊本県立特殊教育学校学則（昭和四十一年熊本県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「並びに毎月の第二土曜日及び第四土曜日」を「及び土曜日」に改める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県障害者施策推進協議会公告第二号

熊本県障害者施策推進協議会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成十四年三月十八日

熊本県障害者施策推進協議会

会長 石 橋 敏 郎

一 開催日時

平成十四年三月二十七日（水）

午後一時十五分から午後三時十五分まで

二 開催場所

熊本市水前寺六丁目十八番一号

熊本県庁新館 二階 多目的 A V 会議室

三 議題（予定）

1 「くまもと障害者プラン」の進捗状況について

2 「新・くまもと障害者プラン」について

3 こども総合療育センター再編整備基本計画について

4 支援費制度等について

四 傍聴者の定員について

十人

五 傍聴手続について

1 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、係員の指示

に従って、入室するものとする。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

六 問い合わせ先

熊本市水前寺六丁目十八番一号

熊本県障害者施策推進協議会事務局（熊本県健康福祉部障害保健福祉課推進プロジェクト班）

（電話）〇九六―三八三―一一一 内線七二五二

平成十四年三月十八日  
熊本印刷所  
発行

印刷所

熊本市国府四丁目一〇番地  
株式会社  
電話代〇九六二八六三三番社八



古紙配合率100%